

## デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について

### <検討の視点>

#### 1. 検討の背景

デジタル化やインターネットの普及、ブロードバンドの進展は、双方向型の大量の情報流通と劣化しない複製を可能とし、誰もが容易に情報にアクセスでき、それを利活用できる環境を生み出している。また、これら情報環境の変革は、新しいネット関連ビジネスやコンテンツ・ビジネスを創出するとともに、既存のコンテンツ産業に大きな変革をもたらしている。今後、我が国が国際社会において競争力を発揮するためには、デジタル情報技術の進展のメリットを活かし、新たなネットビジネスの発展を促すとともに、創作・研究開発の基盤を確立することが不可欠になっている。

欧米諸国においては、この問題を国家戦略として位置づけ、多くの課題に対して取組を強化している。一方、我が国においては、契約ルール、法制度等の知財制度が、「社会全体としてデジタル情報やネットの機能を十分活用しうる環境」を提供できていないのではないかとされている。

我が国においても、社会経済全体の活力の向上につなげるべく、デジタル化、ネットワーク化によってもたらされるメリットを最大限活かしうる知財制度の構築に向けた総合的な検討を行う必要がある。

#### 2. 論点

##### 論点 1 デジタル・ネット社会における著作権制度の役割をどのように捉えるべきか。

著作権制度については、概略以下に掲げる二つのアプローチがあると考えられる。デジタル・ネット社会における著作物の創作・利用の形態を踏まえたとき、著作権制度の役割をどのように捉えるべきか。

##### ○ 精神的所有権（自然権的アプローチ）

・・・自己の創作物を他人に勝手に使われたくない。

⇒創作者の権利は最大限の尊重が必要。権利の制限は抑制的で必要最小限度。

##### ○ 創作へのインセンティブ（文化政策的アプローチ）

・・・創作者の利益の保護がさらなる創作を生み出し、文化や産業を豊かにする。

⇒文化の発展という大目的の実現のため、創作の原泉として創作者の利益を保護しながらも、社会全体の文化的活力の向上発展との調和を重視。

**論点2** デジタル・ネット社会の進展の中で著作権制度が不適合を起こしている点はどこにあるか。またその具体的な問題はどこに生じているか。

(問題の例)

- (1) 単一の利用方法を前提としており、ワンソース・マルチユースに対応していない。
- ネットワーク時代に対応した著作物の二次利用等を円滑に行うための権利管理システムや権利制限の在り方
- (2) デジタル・ネット上の豊かな情報を活かした新しい利用方法に対応していない。
- 研究開発等を目的とするデジタル著作物のインターネット等を通じた収集、共有、保存等の在り方
  - 図書館等における情報のデジタル化や、大学における e ラーニング等、デジタル環境を活用した教育・文化事業の円滑な展開を促すための法的対応
- (3) 通信技術上の不可避的な取扱いや著作権保護技術の位置づけが明確ではない。
- 検索エンジンをはじめネット関連ビジネスの多くで技術的な過程として不可避的に生じる複製や一時的蓄積などへの法的対応
  - セキュリティ対策ソフトや暗号ソフト等の技術開発に必要なリバースエンジニアリングについての法律上の問題点の明確化
- (4) 投稿サイトやブログなどで他人の創作物を相互に利用し合いながら創作するケースなどの新しい創作形態への対応が明確ではない。
- 投稿サイト等における個人の著作権管理の在り方等、「1億総クリエイター時代」（「プロ」の世界から「アマ」が参加する世界へ）の到来への対応
- (5) 新たな技術やビジネスモデルの出現に際して、柔軟に対応しうる規定がなく、新たな動きが萎縮しがちである。
- 現行著作権法の個別的・限定的な規定方式に関し、技術や環境の急速な変化に柔軟に対応できる法的対応
- (6) ネット上の違法な利用に対する対策が不十分である。
- ネット上の違法コピーの氾濫に対する技術的保護手段による対応や、プロバイダ等の関係者の役割の見直しなど国際的な対応を含めた実効ある対策の強化

<参考>

- (1) コンテンツ・日本ブランド専門調査会「デジタル時代におけるコンテンツ振興のための総合的な方策について」(2008年3月)

<抜粋>

(3) ネット時代に対応した新しい知財制度等を構築する

①コンテンツ市場の拡大に向けた新たなビジネスモデルの追求と知財制度の見直し

近年、メディアの大変革が進むとともに、変化のスピード自体も加速している。我が国のコンテンツ産業はこのような時代の変化に絶えず対応しながら発展を模索しなければならない状況に置かれている。

(略)

また、知財制度の面においてもこれまで個々の法的課題について整備を進めてきたが、将来の多様な発展を後押しし、今後さらに我が国の競争力を強化するためには、ビジネスモデルの開発に際して支障となるおそれのある法的課題に対してより迅速かつ柔軟に対応しうる制度が必要ではないかとの指摘もある。

このため、新たなビジネスモデルの追求に向けた取組を支援するとともに、新たなビジネスモデルやコンテンツの利用形態の出現を視野に入れつつ、必要な知財制度の見直しを検討する。

- (2) 知的財産による競争力強化専門調査会「知財フロンティアの開拓に向けて(分野別知的財産戦略)」(2007年11月)

<抜粋>

2. 知的財産を活用して新たな市場・ビジネスモデルを切り開く

(3) 新技術の事業化に係る制度的問題を解消する

ネット上に存在するウェブサイトから必要な情報を検索するビジネスモデルとして検索サービスが普及しているが、ウェブサイトの収集等に当たり事前に権利者からの許諾を得ることが現実的には不可能であり、著作権侵害に該当しかねないとの問題を解消するため、早急に著作権法改正等の所要の措置を講じる。また、この問題を契機として、新しいビジネスの展開に著作権法等の法制度が過度の制約とならないよう、米国著作権法におけるフェアユース規定等を参考としつつ、権利行使に関して調整する包括規定の導入の可否などについても検討する。

(3) 知的財産による競争力強化専門調査会「オープン・イノベーションに対応した知財戦略の在り方について」(2008年3月)

<抜粋>

(2) オープン・イノベーションを支える基盤の整備

ア. 外部情報を利用しやすい創造環境の整備

【現状と課題】

(略) このため、著作権者の権利を適切に保護しつつ、イノベーションの促進のために外部情報を利用しやすい創造環境を整備する観点から、著作権法を始めとする知財法制の在り方について早急に検討に着手するとともに、特許情報の利用を促進することが必要である。

【具体的取組】

(ア) 学術・技術情報へのアクセスの抜本的改善

① 図書館に存在する学術情報等へのアクセスの改善

国立国会図書館を始めとする図書館の蔵書には膨大な学術情報等が存在しており、オープン・イノベーションを支える基盤として、これらの情報にインターネット等を通じて国民が容易にアクセスできる環境を整備することが重要である。

しかしながら、蔵書のデジタル化にかかる経費などの問題のほか、現時点では法律的にも次のような課題がある。

- ・ 蔵書をデジタル化すること自体、元の著作物の「複製」に該当するため、著作権者の承諾なしにこれを行うことは、著作権法上例外的にしか認められていない。
- ・ 蔵書中の情報をデジタル化しても、これを図書館間や利用者との間でインターネット等を通じてやり取りすることは、原著作権者の公衆送信権を侵害することになるため、個別に権利処理をしなければ行うことができない。

このため、著作権者や出版者に及ぼす影響にも配慮しつつ、図書館が権利者の許諾なしに蔵書のデジタル化を行えるようにする方策や、図書館間でのデータのやり取りや利用者への情報提供の在り方について検討を行うべきである。

② 特許情報データベースの利用の円滑化

特許情報データベースには最先端の技術情報が膨大に蓄積されており、イノベーション創出を加速するため、研究開発活動においてその利用を促進することが必要である。

このため、本データベースが大学等の研究者にとって利用しやすいものとなるよう、特許審査において利用された先行技術を示す引用文献情報を充実するとともに、特許分類に慣れていない研究者が簡単に検索できるようにするためのシステムについての研究開発を推進すべきである。

また、我が国の特許情報のみならず、海外（既に提供している欧米に加え、中国、韓国）の特許情報の提供に対するニーズも高いことにかんがみ、外国特許庁

との調整等を踏まえつつ、これらの海外の特許情報の提供を行う方向で検討すべきである。

### ③ インターネットを利用した教材へのアクセスの改善

現在、学校によるインターネットを利用した遠隔授業を受ける受講者は、同時中継型の授業であれば、授業の過程で用いられる著作物の送信を受けることができるが、同時中継型でない場合には、著作権者の事前の許諾を得ない限りそれが認められていない。

他方、米国においては、受信者を受講者に限定する等の条件の下、授業で用いられる著作物のインターネット等を利用した送信が可能となっている。

このため、我が国においても、著作権者に及ぼす影響にも配慮しつつ、一定の条件の下、インターネットを利用した授業で用いられる著作物の送信等が同時中継型の授業に限らず可能となるよう検討を行うべきである。

## (イ) 研究開発目的の情報利用の円滑化

### ① 研究のための映像・テキスト情報の利用の円滑化

高度情報化社会の下、取り扱われる情報量が爆発的に増大する中、自ら望む情報を容易に取り出す等のため、映像・画像解析、テキスト解析等の基盤的技術が重要となっている。これらの技術に係る研究を行うためには、映像、テキスト等に関する膨大な情報を蓄積し、研究目的で利用することが必要となる。

このような研究のために放送番組に係る情報やウェブ情報を複製・改変することは、著作物の本来の利用とは異なるものであり著作権者の正当な利益を害するおそれは少ないと考えられるにもかかわらず、事前にすべての著作権者から許諾を得ることは事実上困難であるため、実際の研究活動に相当程度萎縮効果が働いていると指摘されている。

このため、著作権者に及ぼす影響にも配慮しつつ、映像・画像解析、テキスト解析等に係る研究のために映像情報やウェブ情報の利用を円滑化するための方策の在り方について検討を行うべきである。

### ② ネット環境の安全性確保等のためのソフトウェア解析の円滑化

インターネット環境の安全性を確保するためには、ウイルス対策ソフトウェアの研究開発や暗号ソフトウェアの研究開発を行うことが不可欠である。その際、ウイルスの及ぼす作用の分析等を行うため、既存ソフトウェアの解析（逆コンパイル等）を行うことが必要となる。

しかしながら、著作権法上、ソフトウェア解析の位置付けが明確でないため、これらの研究開発に萎縮効果が働いているおそれがある。

このため、ネット環境の安全性確保やソフトウェアに係る研究開発の促進を図るため、著作権者に及ぼす影響にも配慮しつつ、ソフトウェア解析を円滑に行うことができる方策の在り方について検討を行うべきである。